

江東区青少年対策地区委員会規約

(目的)

第1条 江東区青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）は、江東区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）と連絡調整を図り、地域住民や青少年健全育成関係者と協力、連携し、地域力を高め、青少年の健全育成に努める。

(設置)

第2条 地域の特色を生かし、各地区で柔軟な青少年健全育成活動を進められるよう、別表に定める所管区域の地区単位を基に地区委員会を設置するものとする。

(所掌事務)

第3条 地区委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 青少年問題に関する関係機関・団体との連絡調整
- (2) 青少年をめぐる社会環境の浄化
- (3) 校外生活指導及び青少年余暇指導
- (4) 青少年団体の指導育成
- (5) 働く青少年の指導育成
- (6) 家庭及び保護者教育の振興
- (7) 児童福祉に関わる活動
- (8) その他青少年の健全育成に有用な活動

(構成)

第4条 地区委員会は、おおむね60名以内の委員(以下「地区委員」という。)をもって組織する。

ただし、委員長が、特に必要と認めたときは、地区委員会の了承の下に増員することができる。

2 地区委員は、次に掲げる者の内から選出する。

- (1) 保護司
- (2) 民生・児童委員
- (3) 青少年委員
- (4) 町会・自治会関係者
- (5) 青少年団体関係者
- (6) 区立小・中学校及び義務教育学校の校長、副校長、生活指導主任等
- (7) 区立小・中学校及び義務教育学校のPTA
- (8) その他、地区委員会が必要と認めたる者

(委員の委嘱)

第5条 地区委員の委嘱は、役員で構成される地区委員会推薦会の推薦に基づき、協議会会長が委嘱する。

2 地区委員会は、協議会会長に地区委員候補者名簿及び地区委員就任承諾書を、提出する。

3 地区委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 地区委員会に次の役員をおく。役員の任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、次の役員が選任されるまでは、その職務を行う。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 理事
- (4) 会計
- (5) 会計監事
- (6) 事務局長

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は会務を総括し、地区委員総会、役員会の議長を担う。

4 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に事故あるときは、委員長の指定する順序に従い職務を代行する。

5 理事は、委員長が指名するもの者又は専門部長とし、企画等計画の立案を担う。

6 会計は、委員の互選により選出された者及び事務局長があたり、会計事務を担う。

7 会計監事は、委員の互選により選任し、会計事務の監査を担う。

8 事務局長は、地域振興担当係長があたり、事務局を別表に定める地区の出張所におく。ただし、東陽地区は地域振興部地域振興課におくものとする。

(会議)

第7条 地区委員会の会議は、次のとおりとし、各会議において以下の事項を審議決定する。

- (1) 地区委員総会
 - ①事業計画の策定
 - ②予算・決算に関すること
 - ③その他会務運営上必要な事項
- (2) 役員会

- ①事業計画案の策定
- ②委員の推薦に関する事
- ③その他会務運営上必要な事項

(3) その他

- 2 会議は、委員長が招集し、委任状も含め委員の2分の1以上の出席を以って開催する。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(専門部会)

第8条 地区委員会は、第3条に掲げる事項を実施するため次の専門部会をおくこととし、委員はいずれかの専門部会の構成員となる。専門部会の会議は、専門部長が委員長と協議し召集する。

- (1) 育成部会
- (2) 環境部会
- (3) 文化体育部会
- (4) 調査広報部会

- 2 専門部会正副部長は、委員長が指名する。
- 3 専門部会は、単独で、又は合同して事業を行う。

(事務局)

第9条 事務局は、地区委員会の記録を担い、会議の内容及び経過等の記録簿を設置する。

- 2 事務局は、事務局長のほかに事務局員をおくことができる。
- 3 事務局員は、事務局長と出張所長が協議の上、出張所職員のうちから推薦し、協議会会長が任命する。
- 4 事務局員は、事務局長の命を受け、地区委員会の事務に従事する。

(会計)

第10条 地区委員会に要する経費は、補助金、寄付金等の収入をもって充て、区の会計年度に準ずる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は各地区委員会が定める。

附則

青少年対策地区委員会規約（昭和30年12月13日区長決裁）は、廃止する。
この規約は、昭和48年10月1日より施行する。

附則

この規約は昭和55年4月1日より施行する。

附則

この規約は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規約は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規約は平成 16 年 4 月 12 日より施行する。

附則

この規約は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規約は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表

名 称	所 管 区 域
白河地区	清澄一、二、三丁目 常盤一、二丁目 新大橋一、二、三丁目 森下一、二、三、四、五丁目 平野一、二、三、四丁目 三好一、二、三、四丁目 白河一、二、三、四丁目 高橋
富岡地区	佐賀一、二丁目 永代一、二丁目 福住一、二丁目 深川一、二丁目 冬木 門前仲町一、二丁目 富岡一、二丁目 牡丹一、二、三丁目 古石場一、二、三丁目 越中島一、二、三丁目
豊洲地区	塩浜一、二丁目 枝川一、二、三丁目 豊洲一、二、三、四、五、六丁目 東雲一、二丁目 有明一、二、三、四丁目 辰巳一、二、三丁目 潮見一、二丁目 青海一、二、三、四丁目
小松橋地区	千石一、二、三丁目 石島 千田 海辺 扇橋一、二、三丁目 猿江一、二丁目 住吉一、二丁目 毛利一、二丁目
東陽地区	木場一、二、三、四、五、六丁目 東陽一、二、三、四、五、六、七丁目 南砂二丁目1番1号から5号まで、5番、6番及び7番 新砂一丁目1番
亀戸地区	亀戸一、二、三、四、五、六、七、八、九丁目
大島地区	大島一、二、三、四、五、六、七、八、九丁目
砂町地区	北砂一、二、三、四、五、六、七丁目 東砂一、二、三、四、五丁目 南砂一丁目 南砂二丁目24番から34番まで 南砂五丁目
南砂地区	東砂六、七、八丁目 南砂二丁目(1番1号から5号まで、5番、6番、7番及び24番から34番までを除く。) 南砂三、四、六、七丁目 新砂一丁目(1番を除く。) 新砂二、三丁目 夢の島一、二、三丁目 新木場一、二、三、四丁目 若洲一、二、三丁目